平成２２年（フ）第７６１４号
神奈川県川崎市宮前区初山２―25―16―401、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区菅生１丁目９―46―２
破産者　新村　　貴
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７９０号
東京都江東区北砂７丁目８―３
破産者　岩切　幸三
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８２２号
千葉県市川市新井１丁目27―６―103
破産者　廣瀬　拓司
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８４１号
東京都板橋区東坂下１丁目16―５―607、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市道野辺本町１丁目16―38―1301
破産者　中込　　修
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８６２号
東京都杉並区井草３丁目22―３―403
破産者　大和　珠美
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８７０号
東京都世田谷区上北沢４丁目32―19
破産者　松田　明久
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８９３号
東京都小金井市中町４丁目12―４―301
破産者　綿引　一也
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８９９号
東京都国分寺市東戸倉１丁目22―13―203
破産者　浅水　美和
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９０８号
千葉県木更津市新宿７―10
破産者　藤浪　　覚
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９２５号
東京都杉並区善福寺１丁目32―６―103
破産者　寺坂　三伸
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９２９号
東京都町田市高ケ坂830　高ケ坂第２アパート４―212
破産者　丸山　秀幸
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９５１号
東京都品川区西五反田７丁目24―９―807、住民票上の住所東京都品川区北品川６丁目７―８―402
破産者　千葉亜希子
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９５５号
東京都練馬区石神井町４丁目11―10―202
破産者　立原　康平
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１３４２号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎152番地１セザール箱根ヶ崎402号
破産者　松村　信子
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１３４３号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎152番地１セザール箱根ヶ崎402号、破産手続開始決定時の住所東京都西多摩郡奥多摩町留浦716番地２
破産者　金丸　幸男
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１６号
北海道芦別市北二条西１丁目４番地
破産者　芦別印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
山形県飽海郡遊佐町小原田字沼田52番地
破産者　有限会社高橋左官設備
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第６５号
福島市黒岩字素利町８番地
破産者　株式会社ホシ製作所
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２６４号
福島市町庭坂字笠松24番地の９
破産者　長谷川正喜（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２６５号
福島市蓬莱町２丁目９番14号、住民票上の住所福島市松川町美郷２丁目27番地の９
破産者　大滝　純一
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成１９年（フ）第２２５４７号
東京都町田市金森1789―４―101、開始決定時の住所東京都町田市金森1793―769
破産者　新戸　正男
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部